

# 相次ぐ猫の不審死

【Mさんが毒エサと思われるものを発見した日】  
3月15日、16日  
二番町1-13-12

【松山市清掃課 猫の不審死記録】  
2月13日・・・1匹  
二番町4丁目6-20  
3月4日・・・2匹  
三番町4丁目  
愛媛県森林業会館前

【Yさんが写真を撮った日】  
5月20日



三番町で発見された毒エサと思われるもの

【松山市清掃課 猫の不審死記録】  
5月10日・・・1匹  
松末1丁目12-9  
8月31日・・・1匹  
松末2丁目18-10  
9月28日・・・1匹  
松末1丁目6-1  
11月16日・・・2匹  
松末の墓地にて

11月24日・・・1匹  
松末1丁目6-26  
12月12日・・・1匹  
松末の墓地周辺にて  
12月14日(1日に2回)・・・2匹  
松末1丁目2-20  
12月15日・・・1匹  
松末1丁目2-20  
12月20日・・・2匹  
松末の墓地にて



松末で発見された毒エサと思われるもの

限られた地域での多数の不審死は不自然です。松末で収容された12匹のうち5匹はYさんが地域猫として世話と管理をしていた猫で、Yさんの悲しみと怒りは大きなものでした。



三番町も松末町も発見場所は住宅密集地で、誰でもが入れたり通ったり出来る場所です。子供たちが手にし、口にする恐れもありますし、散歩の途中の飼犬が食べてしまう可能性もあります。そうなれば猫だけの被害ではおさまらなくなり大変な事件となってしまうのです。そもそも毒餌を置くという事は、動物愛護法上の明らかな違法行為です。

## 第六章 罰則

### 第四十四条

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

この事件を4月1日に各マスコミに送り、ニュースとして取り上げていただきました。犯人がこれ以上毒エサを設置しないように、これ以上被害が広がらないようにするためです。各社が新聞・テレビで放送し、動物愛護法違反と命の大切さを訴えてくれました。



保管していた毒エサを持って、松山東署をYさんと一緒に訪れました。6月6日、東署より科捜研で調べた結果、殺虫剤と言いつ成分標記になり農薬等に使用されている、との報告がありました。

## ★皆さんにお願いです★

1. その場に警察を呼んで、現場検証してもらって下さい。
2. ご自分でも猫の写真を撮っておいて下さい。
3. 毒エサと思われる物を警察に提出し、写真も撮っておいて下さい。